

(別添)

新	旧
<p>障 発 0513 第 1 号 平成26年 5 月13日 一部改正 障 発 1112 第 3 号 平成27年11月12日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の芸術活動支援モデル事業の実施について</p> <p>(略)</p>	<p>障 発 0513 第 1 号 平成26年 5 月13日</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>障害者の芸術活動支援モデル事業の実施について</p> <p>(略)</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>障害者の芸術活動支援モデル事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 事業内容</p> <p>事業内容は、次のとおりとし、実施団体は(1)及び(2)の事業を必ず行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) モデル事業連携事務局の設置</p> <p>本事業にモデル事業連携事務局を1箇所設置することとし、モデル事業連携事務局は次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」との連携</u></p> <p><u>モデル事業連携事務局は、モデル事業の成果について広く情報発信等を行うため、「2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク」と緊密な連携を図るとともに、当該団体に対し、障害者の芸術活動の振興を推進するために必要な協力を行う。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>障害者の芸術活動支援モデル事業実施要綱</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 事業内容</p> <p>事業内容は、次のとおりとし、実施団体は(1)及び(2)の事業を必ず行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) モデル事業連携事務局の設置</p> <p>本事業にモデル事業連携事務局を1箇所設置することとし、モデル事業連携事務局は次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4～5 (略)</p>